

改定概要

林野庁では、令和8年度の積算基準書等の改定を令和8年4月1日に行うが、本県では、令和8年10月1日に改定を行う予定である。

ただし、物価調査会・経済調査会から単価提供を受け、積算システムの毎月の単価に反映される項目（市場単価）等については、前倒しで適用するよう改定する。

1 市場単価

季刊誌「土木コスト情報（4月号春）」、「土木施工単価（4月号春）」の改定を反映する。

- ・鉄筋工（太径鉄筋含む） **廃止（※1）**
- ・鉄筋工（ガス圧接工） **廃止**
- ・軟弱地盤処理工 **廃止**

廃止される上記3工種の市場単価に関する基準書の記載については、廃止として扱う。（廃止として解釈して読み替える）

なお、廃止単価については、静岡県積算基準決定要領第3「積算基準の決定」に基づき、必要に応じて下記の林野庁が示す標準歩掛を使用すること。

（※1）施工パッケージに組み込まれている市場単価「鉄筋工」については、県積算基準の改定（R8.10 予定）までの間、暫定対応として、下記の林野庁から算出した単価を使用することとする。

林野庁：『「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」等の一部改正について』

第3 コンクリート工 3-2 鉄筋工

2 適用時期

令和8年4月1日以降に積算するものから適用する。